

## 経営 VOL.1

## 面倒だから『就業規則』を作ってしまいましょう

今号は、筆者が今まで担当した幾多のクリニック様で、一番多い共通のお悩みを創刊の話題として取り上げます。

### 【“いまどき”の就業感覚のギャップに振り回される日々】

「先生、自分の仕事が終わったので帰っていいですか？」と、就業時間中に帰ろうとする歯科衛生士。

「先生、来週の水曜日と木曜日に有給下さい。」

と、大して働かないのに有給休暇の権利を最大限に使うべく、頻繁に申出て来る看護師。

その他、許可なく自家用車で通勤する、タイムカードを出社時は着替える前に押し、退社時は着替えた後に押し、ひどい時には、誰か1人が全員の分を押ししたりする…、それで少し注意すると挨拶もしなくなったり、辞めてしまったり、また、事あるごとに昇給を要求し、注意すればするほど、逆に服装や髪型が派手になっていく等々…、「普通ならクビだ！」と思わず叫びたくなったことはありませんか？

しかし、辞められると困るから強くは言えない、辞めさせるにしても、最近では話しがこじれたら労働基準監督署に駆け込まれる可能性もあって、うかつに「辞めろ！」とは言えない…。そんな忸怩たる思いをされたご経験はありませんか？

筆者の担当先の多くの院長先生も、この手の悩みを多かれ少なかれ持たれています。

もし、「自院も当てはまる」と思われた院長先生、このようなスタッフの対応には、もう、「うんざり」ではありませんか？

結局、上記のような勝手なスタッフが増殖するのは院長云々という理由もあるのかも知れませんが、**ただ単に「院内にルールがないから」という理由に他なりません**(あっても活用出来ていなければ同じ)。逆に、**ルールがあって上手く運営されると、今の悩みはほぼ一掃される**ということです。

(最近、“院内活性化”と称して、スタッフのモチベーションをアップさせる人事考課やミーティング等が流行っておりますが、それは次のステップであり、これは、それ以前の“スタッフに対する基本的な悩み”が一掃されるという意味です。)

### 【就業規則というルールで院内にけじめを、スタッフに教育を】

そこで、就業規則を作りましょう!という提案をするのですが、「就業規則? スタッフが10名に満たないうちでは必要ない! 作成にお金もかかるし…。」「そんな仰々しいモノは…」という反応をされる先生方がほとんどでした。

確かに、従業員が10人以下の場合は就業規則の作成と労基署への届出義務はありません。

しかし、就業規則は、スタッフの言動を全て「**院内の働くルールに則っているのか否か**」で判断出来る=注意する・叱るにしても根拠が明確、解雇するにしても理由を明示しやすくなる=**院長の身を守る**ことになり、同時に“いまどき”のスタッフに「世間一般に“社会に出て働く”という常識を教える」ことも出来るツールになるので、是非活用すべきです。

例えば、「**常勤として働く=サービス原則**」について『業務上の指揮命令に従い相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない』と定めておけば、「**常勤には秩序維持という“義務”がある**」ということを教えることが出来ますし、「**出退勤**」について『出退勤の際は、本人自ら所定の方法により出退勤の事実を明示すること』と定めておけば、他人のタイムカードを押すのは**ルール違反**だと注意出来ます。その他、「解雇」について、「有給休暇」、「人事異動」、「休憩時間」、「遅刻・早退」、「禁止行為」、「マイカー通勤規程」…、まだまだ使える条項はたくさんあります。

このように、**スタッフに守って欲しいことや常識として知っておいて欲しいことを盛り込んで医院のルールとすれば非常にスムーズな運営が出来る**のです。

但し、医院側に有利なことばかり定めることが出来る訳ではありません。その辺りは専門的な工夫が必要となります。

「就業規則を検討したい!」とお考えの先生、また「作成したが全く活用していない!」とお感じの先生は、長年の煩わしさから開放され、診療に集中出来るようにAMCパートナーズがお力になりますので、是非、ご連絡(倶楽部会員専用メール・TEL可)下さい。お待ちしております。

### ■ おしらせ

今号より、クリニックSOS会員制度(旧称:AMCP倶楽部)の会員となって頂いたクリニック様に限定してお送り致します。これまでには月に一度の配信でしたが、今号より「経営全般」について1回、「税務・財務」について1回、合計2回配信させていただきますので、どうぞ御期待下さい。

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「もっと詳しく知りたい」・「こんな話題も取り上げて欲しい」等のご要望がございましたら、**倶楽部会員専用メールアドレス**にてお問合せ下さい。また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。

詳しくは、<http://now.amcp.biz> をご覧下さい!